

平成 28 年 5 月 9 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟
会長 福島 重典
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 - 21 - 12
代々木リビン 401号
電話 03 - 3354 - 4162

公認会計士の税理士資格取得に係る指定研修についての要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

貴会は税理士法 3 条 3 項に関する問題について、改正前から「業際問題ではなく制度問題である」と説明されており、当連盟のみならず全国の会員にとっても非常に期待及び関心の高いものでした。

しかしながら、その内容について当初「原則として、公認会計士に税理士試験の科目合格を課すこと」であったものが最終的には政治決着となり、「国税審議会の指定する税理士試験の科目合格に相当する指定研修を修了すること」と大幅に変更（後退）されました。

さらには、政治決着に至るまでの議論の変遷過程は、貴会理事会での答弁または会報誌においても経緯の説明がないまま秘密裏に大幅に変更されており、内容面及び手続面双方とも我々は到底納得できるものではありません。

貴殿は「税理士法 3 条 3 項に規定する公認会計士の税理士資格取得に係る研修について、改正の趣旨にのっとった着実な実施が求められており、税理士試験と同等のレベルとなるか否かを注視いたします。」（会報誌「税理士界」平成 27 年 8 月 15 日号）と表明されております。

しかしながら平成 29 年 4 月の施行まで既に 1 年を切り、来年度の公認会計士試験に関する情報が公表される時期が近付いているにもかかわらず、いまだ何の情報もなく状況説明もないという現状に我々は危機感を募らせています。この状況において、国税審議会が何ら実質的な研修内容の確認や検証を行うこともなく、単に、現在、実務補修団体が実施している税法総論や租税制度総論といった研修を指定することや、修了考査の合格基準（いわゆる科目足切 40% 基準）を例えば税法に関する研修単独で 60% にするという程度の見直しのみで、現状の実務補修団体の研修を税理士試験と同等であると言うような形での指定はされないと思いますが、冒頭に述べた改正経緯を踏まえ、法律通りの運用を求めべく当連盟として下記 2 点を要望致します。

【 要 望 事 項 】

- 一、現在、国税審議会が行っている研修指定に関する検討状況につき、国税庁からヒアリングした内容及びそれに対する貴会としての意見を直ちに貴会ホームページ並びに各単位会・支部を通じて全会員に公表すること
(日本公認会計士協会ホームページの情報によれば、平成 29 年の公認会計士試験施行官報が 6 月中旬に公告とあるため、速やかに公表すること)
- 一、上記公表の際には、貴会が改正当時から要望していた平成 26 年税理士法改正における税理士法 3 条 3 項の改正趣旨を付記すること

以上